

山形県公共事業景観づくり手順（案）

1 趣旨

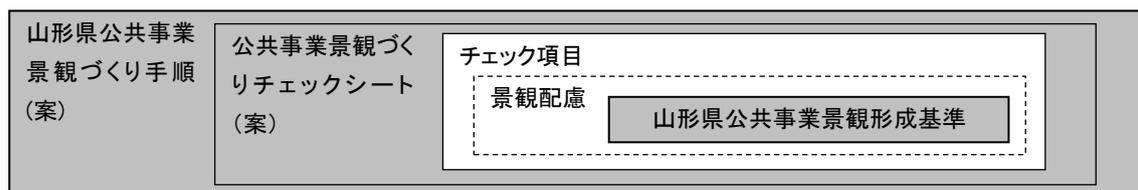
山形県が実施する公共事業において、山形県公共事業景観形成基準を的確に運用し、良好な景観を形成するため、山形県公共事業景観づくり手順（案）を策定する。

2 運用方式

本手順書は、チェックシート記入方式とする。

3 構成

山形県公共事業景観づくり手順（案）は、山形県公共事業景観形成基準及び公共事業景観づくりチェックシート（案）で構成する。



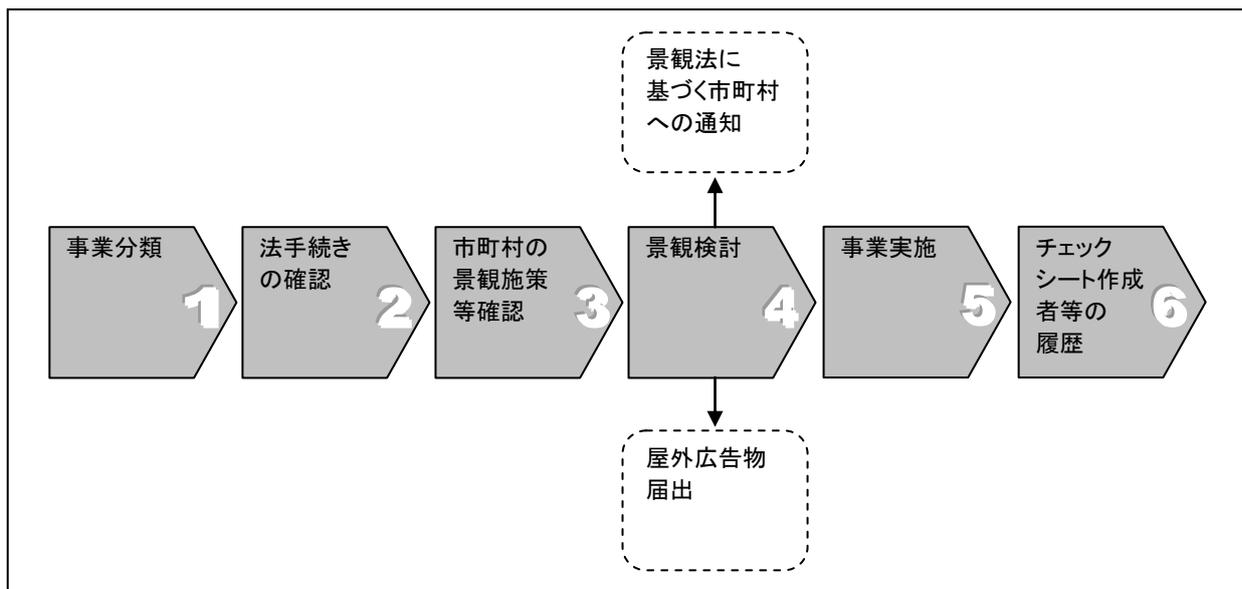
4 対象事業

本手順書を適用する公共事業は、以下のいずれかに該当するものとする。ただし、各部局において、事業の実施形態にあわせ下記の対象事業のうち(1)(2)以外については、追加・変更することができる。

- (1) 屋外広告物の表示又は広告物を掲出する物件を設置する事業
- (2) 山形県の景観条例及び景観規則の届出対象規模に相当する行為を行う事業
- (3) 市町村の景観施策やまちづくり施策で整備方針が明確に位置付けられた箇所で行う事業
- (4) 景観形成重点地域内、景観回廊内、景観地区内、準景観地区内、景観農業振興整備計画区域内で行う事業
- (5) その他、所属長が必要と認める事業

(注) (4)については、(2)の規模要件は適用されないので注意してください。

5 手順の流れ



(注) 1 山形県公共事業景観形成システムの策定により、平成12年から実施している「公共事業の景観適合システム」は廃止する。

2 破線は、該当する事業のみ実施。